

福岡市開発審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は福岡市開発行為の許可等に関する条例(平成16年福岡市条例第27号。以下「条例」という。)第26条の規定に基づき、福岡市開発審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、次の各号に掲げる場合は、すみやかに審査会を招集しなければならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第34条第14号の規定に基づき市長から附議があったとき。
- (2) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定に基づき市長から附議があったとき。
- (3) 法第50条第1項の規定による審査請求があったとき。
- (4) 条例第6条のただし書の規定による敷地面積の最低限度について市長から意見を求められたとき。
- (5) 条例第7条第3項の規定による土地の区域の指定について市長から意見を求められたとき。
- (6) 条例第8条第2項の規定による特定用途の指定について市長から意見を求められたとき。

2 会長は、前項に規定する場合のほか必要と認めるときは、審査会を招集することができる。

3 会長は、審査会を招集しようとするときは、あらかじめ会議に附議すべき事項及び期日を委員に通知しなければならない。

(会議)

第3条 会議は公開とする。ただし、会議の内容が福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号。以下「公開条例」という。)第38条ただし書きに関するものであると認められた場合(会議の内容が法第50条第3項の口頭審理の場合を除く。)には、非公開とする。

(会議録)

第4条 審査会の会議録は、会議の議案又は論点ごとの審議経過を明らかにした要点筆記とする。

2 会議録は、会議に出席した委員の承認を得て、次回の審査会において確定する。

3 会議録は、第2項に定める承認がなされた後に、福岡市情報の公表・提供施策の推進に関する要綱(平成14年7月1日施行。以下「推進要綱」という。)第4条第1項に基づ

き、公開する。ただし、会議録の内容が公開条例第7条各号に掲げる情報に関するものであると認めた場合（会議の内容が法第50条第3項の口頭審理の場合を除く。）には、非公開とする。

4 前項と同時に、推進要綱第4条第2項に基づき、住宅都市局建築指導部開発・建築調整課窓口で、会議録の閲覧を行う。ただし、会議録の内容が公開条例第7条各号に掲げる情報に関するものであると認めた場合（会議の内容が法第50条第3項の口頭審理の場合を除く。）には、非公開とする。

（傍聴の手続き）

第5条 審査会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催15分前までに受付で氏名及び住所を受付簿(様式第1号)に記入し、整理番号の交付(様式第2号)を受け、開発・建築調整課係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴の希望者が定員を超えた場合は、抽選を行い、当選者に傍聴を認める。

（傍聴人の定員）

第6条 傍聴人の定員は、10名までとする。ただし、会場に余裕がある場合は、当日、審査会の会長（以下「会長」という。）が認める人員まで傍聴を認めることができるものとする。

（傍聴の制限）

第7条 次の各号の一に該当するときは、会長は傍聴の制限をすることができる。

- (1) 会議が非公開で開催されるとき。
- (2) 酒気を帯びている者。
- (3) 凶器、火薬、旗、プラカード、拡声器等会議の妨害となるおそれがあるものを携行している者。
- (4) 鉢巻き、たすき、腕章、ゼッケン等を着用している者。
- (5) あらかじめ審査会の許可を受けた場合を除き、カメラ、ビデオカメラ、テープレコーダー等を携帯する者。
- (6) その他会議を妨害するおそれがある者。

（傍聴人の遵守事項）

第8条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れてはならない。
- (2) 私語、談話等をしてはならない。
- (3) 発言、挙手、拍手等により議事に対する賛否を表明してはならない。
- (4) 飲食又は喫煙をしてはならない。

- (5) 携帯電話，パソコン等の情報通信機器の電源を切らなければならない。
- (6) 他の傍聴人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (7) あらかじめ審査会の許可を受けた場合を除き，撮影，録音等をしてはならない。
- (8) その他会議の妨げとなることをしてはならない。
- (9) 傍聴人は会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は，会議が非公開に切り替えられたとき，又は会長から退場を命じられたときは，速やかに退場しなければならない。

(遵守事項の掲示)

第10条 審査会会場には，傍聴人の遵守事項等の掲示を行うものとする。

(運営の細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか，審査会の運営に関して必要な事項は，会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は，平成23年4月1日から施行する。